

販路開拓 助成金

【展示会等出展助成金のお知らせ！】

展示会等の出展料 に対して 2/3 以内

1企業 100,000 円 を上限に助成します。

自社の製品や技術等を広く周知及び宣伝して販路開拓や受注拡大を図るための展示会や見本市等の出展にかかる出展料費用の一部を助成いたします。新たな販路開拓・事業の拡大に向け積極にご活用下さい。なお、予算に限りがありますので、お早めにご相談・お申し込み下さい。

●対象者 北杜市商工会員事業所（販路開拓を積極的に取り組む事業所）

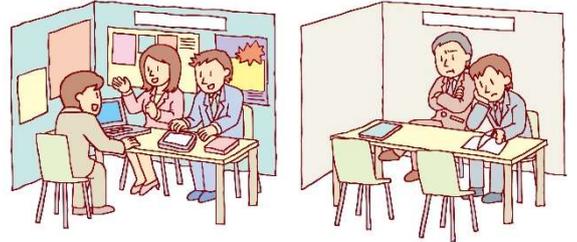
●助成対象となる展示会等

令和5年4月1日（土）から令和6年3月24日（日）までに完了する「販売を主たる目的としない展示会」等とする

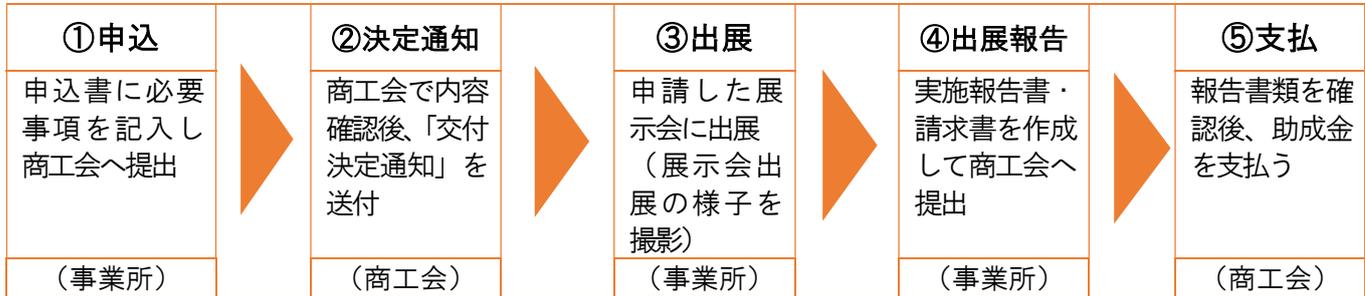
●助成額等

- ①当該年度内1企業につき 100,000 円を上限とし、展示会等出展料の3分の2以内とする
- ②助成件数は、予算の範囲内とする
- ③他の補助金、助成金等の併用はできないものとする
- ④助成額は、減額する場合もある
- ⑤助成金の支払いは、事業終了後の精算払いとする
- ⑥助成金の支払いは、振込とする（振込手数料は商工会負担）

*詳細は、交付決定時に交付決定通知を申請者宛に送付致します。



●手続きの流れ



※展示会等出展終了後、1ヶ月以内または令和6年3月25日（月）のいずれか早い日までに実施報告書、助成金対象経費に係る領収書等必要書類を添付して、商工会へ提出する

※3月に出展予定の場合は、お早めに商工会へ申請して下さい。

※申請様式等は、商工会のホームページからダウンロードできます。 <https://www.hokuto-city-shokokai.jp/>

●留意事項

- ①交付決定後、出展する展示会等に変更がある場合は、すみやかに商工会へご連絡下さい。
- ②交付決定者が、申請内容の実施が困難な場合や、本事業の目的・趣旨と逸脱するような事態が発生した場合は、助成金の交付を取り消す場合があります。
- ③令和5年4月1日（土）～令和6年3月24日（日）までの実施日を対象と致します。

※実施報告書等の提出期限は令和6年3月25日（月）厳守



北杜市商工会

お問い合わせ

お申込み先

TEL :
0551-32-1211

FAX :
0551-32-1215